

固定資産税の減免について

次の場合、固定資産税の減免を受けることができます。

「固定資産税減免申請書」により申請を受付け、後日減免の可否を通知します。

1. 貧困により生活保護法による、又はそれに準ずる扶助を受けている場合

期 間	減免の範囲	申請の方法
扶助を受けている期間（その間に納期限の到来する固定資産税が減免の対象になります）	申請受付後に納期が到来するものについて全額減免 ただし、共有資産の場合は、共有持分で按分した額を減免します。	毎年度の第1期の納期限（年度途中で減免事由が生じた場合は、それから到来する最初の納期限）までに『固定資産税減免申請書』により申請

2. 公益のために使用されている資産の場合

（公民館等が所有する資産や、公民館等が無償で使用している資産等）

期 間	減免の範囲	申請の方法
公益のために使用している期間（その間に納期限の到来する固定資産税が減免の対象になります）	申請受付後に納期が到来するものについて全額減免 ただし、所有者が賃料等を得ている資産については減免されません。	毎年度の第1期の納期限（年度途中で減免事由が生じた場合は、それから到来する最初の納期限）までに『固定資産税減免申請書』により申請

3. 火災、地震、風水害等の災害により著しい被害を受けた資産の場合

期 間	減免の範囲	申請の方法
被害を受けた日の属する年度（被害を受けた日以後に納期限の到来する固定資産税が減免の対象になります。当該被害を勘案し評価額が減額された場合は減免の対象になりません）	被害の程度に応じて以下のいずれかの割合で減免されます。 ・ 全額 ・ 10分の8 ・ 10分の6 ・ 10分の4	減免事由が生じてから到来する最初の納期限までに『固定資産税減免申請書』により申請